初任診断	第一種カウンセラー又は第二種カウンセラー	個別面談方式又は十二人以下の集団カウンセリング方式（カウンセラーの指示に従い、個々の診断の評価及び目標を発表し、他の受診者と意見を交換することにより、問題の解決を図る方式をいい、同一業態（乗合、貸切、ハイヤー・タクシーの別をいう。）の旅客自動車運送事業者の運転者が受診する場合に限る。以下同じ。）	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する指導及び助言を行うもの
適齢診断			

別表第三（第六条関係）

研修項目	内容	時間等
適性診断一般に関する事項	適性診断の趣旨、内容等に関するもの	一時間
交通心理学に関する事項	交通心理学による交通事故の要因の分析、安全対策等に関するもの	四時間
カウンセリングの理論に関する事項	カウンセリングの定義、カウンセリングの特質、カウンセリング理論、小集団活動等に関するもの	二時間
指導及び助言の手法に関する事項	適性診断テストごとの指導及び助言の要点に関するもの	二時間
指導及び助言の実習	指導及び助言の実習を行うことにより指導及び助言を行う能力を習得するもの（以下「模擬指導・助言」という。）	十五事例
模擬指導・助言をもとにした事例検討会	研修員が行った模擬指導・助言に係る面接の記録をもとに、受診者の心理を理解する方法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人以下であるもの	研修員一人一事例以上で合計三事例以上

備考

1　主任交通心理士の資格を有する者にあっては、交通心理学に関する事項及びカウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

2　臨床心理士の資格を有する者にあっては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

3　この表において、時間等の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第四（第九条関係）

内容	事例数
研修員が行った個別面談方式又は集団カウンセリング方式による面接の記録をもとに、他の研修員と意見を交換することにより、受診者の心理を理解する方法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人以下であるもの	研修員一人二事例以上で合計六事例以上

○国土交通省告示第四百五十七号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領を次のように定める。

平成二十四年四月十三日　国土交通大臣　前田　武志

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）及び貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）において使用する用語の例による。

（安全規則第十二条の二第二項第四号の告示で定める事項）

第二条　安全規則第十二条の二第二項第四号の告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　適性診断テストの実施方法

二　事務所ごとのカウンセラー名簿

（安全規則第十二条の二第三項の告示で定める書類）

第三条　安全規則第十二条の二第三項の告示で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　組織図その他の適性診断の適正かつ確実な実施を確保する体制を証する書類

三　事業所ごとに第六条第三号に規定する適性診断に係るテスト（以下「適性診断テスト」という。）を実施するための機器（以下「テスト用機器」という。）その他の適性診断を実施するための施設又は設備を記載した書類

四　決算報告書その他の適性診断を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有していることを証する書類

五　適性診断テスト又はこれに類するものの実施の実績が十分であることを証する書類

六　実施規程

七　次に掲げる適性診断の内容に関する書類

イ　適性診断テストに係る概要その他の必要な書類

ロ　適性診断テストの結果に対する所見に関する書類

ハ　適性診断テスト（第六条第三号トに掲げる視覚機能テストを除く。）ごとの評価が実際の運転者の事故発生率と十分な相関（以下単に「相関性」という。）を有するものであることの裏付けとなる根拠を示す書類及び同等の性格特性を有する受診者について当該評価を行う場合にあっては、当該評価が同等の結果となるような評価の安定性（以下単に「安定性」という。）を有するものであることの裏付けとなる根拠を示す書類

八　カウンセラー（第六条第六号に規定するカウンセラーをいう。以下同じ。）の基準を満たしていることを証する書類

（安全規則第十二条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更）

第四条　安全規則第十二条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更は、第二条第二号に掲げる事項に係る変更とする。

（安全規則第十二条の五第二項の告示で定める書類）

第五条　安全規則第十二条の五第二項の告示で定める書類は、第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。